



平成 25 年 6 月 7 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 ア サ ッ ク ス
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 草 間 庸 文
コ ー ド 番 号	8 7 7 2 ( 東 証 第 一 部 )
問 合 せ 先	取 締 役 総 務 統 括 部 長 島 田 博
電 話 番 号	0 3 - 3 4 4 5 - 0 4 0 4

## (訂正)「株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ

平成25年5月17日に公表いたしました「株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更に関するお知らせ」につきまして、一部訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、訂正箇所は■で示しております。

### 記

#### 【訂正前】

#### 4. 定款の一部変更

##### (1) 変更の理由

(中略)

- ③ 議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第8条(単元未満株主の権利制限)を新設するものであります。

(省略)

#### 【訂正後】

#### 4. 定款の一部変更

##### (1) 変更の理由

(中略)

- ③ 単元未満株式を有する株主の権利を定めるため、第8条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。

(省略)

【訂正前】

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第5条 (条文省略)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>360,000株</u>とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第5条 (現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>36,000,000株</u>とする。</p> <p><u>(単元株式数)</u></p> <p>第7条 当社の単元株式数は100株とする。</p> <p><u>(単元未満株主の権利制限)</u></p> <p>第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p><u>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>
<p>第7条～第37条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第9条～第39条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>第6条の変更および第7条乃至第8条の新設ならびにそれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は、平成25年10月1日とする。</u></p> <p><u>2 本附則は効力発生後これを削除する。</u></p>

【訂正後】

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第5条 (条文省略)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>360,000</u> 株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第5条 (現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>36,000,000</u> 株とする。</p> <p>(<u>単元株式数</u>)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は100株とする。</p> <p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p>第8条 当社の株主は、<u>その有する単元未満株式について以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>
<p>第7条～第37条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第9条～第39条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>第6条の変更および第7条乃至第8条の新設ならびにそれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は、平成25年10月1日とする。</u></p> <p>2 <u>本附則は効力発生後これを削除する。</u></p>

以上